

平成24年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成24年3月6日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時16分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(18名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君	
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君	
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君	
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君	
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君	
	11番	小池浩美君	13番	井上久嗣君	
	14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君	
	16番	神田壽昭君	18番	斉藤昇君	
	19番	岡田久俊君	議長	20番	山居忠彰君

欠席議員(1名)

17番 菅原清一郎君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員 会長
教育委員 会長
生涯学習部次長
兼社会教育課長
のつくり手
の所長

尾崎 学 君

那須 政 士 君

農業委員 会長
農会

松川 英 一 君

監査委員

三原 紘 隆 君

教育委員 会長
教育委員 会長
生涯学習部次長
兼スポーツ少年
兼総合体育館
兼青少年会館
兼

安川 登志男 君

古川 靖 弘 君

農業委員 会長
農務局

秋山 照 雄 君

監査委員 局長
監査事務局

高岩 淑 通 君

事務局出席者

議会事務局 局長
議会事務局 幹事
議会事務局 幹事
議会事務局 主任
議会事務局 主任
議会事務局 主任

藤田 功 君

東川 晃 宏 君

檜木 孝 士 君

議会事務局 局長
議会事務局 主任
議会事務局 主任
議会事務局 主任
議会事務局 主任
議会事務局 主任

浅利 知 充 君

御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は17名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。17番 菅原清一郎議員から欠席、10番 国忠崇史議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

4番 渡辺英次議員。

4番(渡辺英次君)(登壇) 平成24年第1回定例会に当たり一般質問をいたします。

昨年の東日本大震災からもうすぐ1年を迎えようとしております。死者、行方不明者合わせて2万人規模のこの未曾有の震災に、まずはお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災され、そしていまだなお避難生活を余儀なくされている皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

震災と原発問題が発生してからのこの1年は、日本だけではなく世界全体が震撼し、我々人類の生き方に問題を投げかけられたことであり、これから私たちが安全かつ幸せに生きるためにさまざまな分野での改革が必要とされています。

被災された方々への支援活動は全国で実施されておりますが、被災当初ほどの物資不足がないこれからは心の支援をしっかりと続けていき、生きる希望を持っていただかなければ復興をなし遂げたとはいえない、こう思うわけであります。本市においてもできる限りの支援を続けるとともに、未来を背負っていく本市の子供たちにも、しっかりと生きていくための責任と、そして希望を与える教育の推進をしていかなければならないと強く感じております。

それでは、1つ目の日向スキー場について質問いたします。

平成23年第1回定例会でも日向スキー場について質問をいたしました。その答弁も踏まえ幾つか質問をいたします。

ここ数年、土別の子供たちの競技スポーツの成績は非常に輝かしいものがあり、中学野球では南中学校と土別中学校の2校が全国大会出場という前代未聞の快挙をなし遂げました。そして、先日は中体連スキー大会でも全国入賞するなど、今や土別の子供たちの競技スポーツは全

国に引けをとらないレベルであるといえます。私たちが子供のころと比較してこれだけスポーツ人口が減少しているにもかかわらず、日ごろの鍛錬が成果となる喜ばしいことであると感銘を受けているところであります。

それとは逆に、スポーツ人口の減少とともにやはりスキー場利用者も減少しており、経営側としては、待っているだけの経営では成り立たなくなっているという厳しい現状もあるわけです。

日向スキー場にしましても、利用者数が伸び悩んでいるということは昨年的一般質問で話したとおりであります。その際の答弁で、一般利用者に対して積極的にアンケート調査などを実施し、ニーズの把握に努めるとありました。私も、運営側からニーズをつかむということは重要なことであると思っており、常にニーズの把握は欠かすべきではないと考えております。

そこでまずは、その後アンケート調査などは実施されたのか、もしくは利用者ニーズの把握のために何か実践されたことがあるのかお知らせいただきたいと思っております。

また、土別市行財政改革大綱実施計画の中の公共施設等の再編の項目は、平成23年度から実施することとされていましたが、今後の日向スキー場については検討されたのかも伺っておきたいと思っております。

次に、日向スキー場と日向温泉の連携について伺います。

さきに行われた全員協議会で、日向温泉の改築について、国忠議員からの一貫性がないという意見に対し牧野市長からは、温泉、スキー場、キャンプ場など総合レジャー施設として考えているとの答弁があったかと思っております。私も、今後それぞれの運営について勘案しますと、やはり連携した運営をするべきとの考えがあります。それは、日向に関しては、奥地に入っているという立地条件やスキー場ロッジで食事がとれないということ、食事をする際には温泉まで行かなければならないということなど、スキー客にとっては使い勝手のよくない部分が多いからです。そういったことから、ほかの利点を最大限生かすことや、サービス面で利用者数が増えるように考えていく必要があると思うのです。

そして、本議会初日の一般会計補正予算では、日向温泉の指定管理料は264万2,000円の追加補正がなされました。燃料代の高騰などが理由であることや、人件費などの経費削減は行っているとの説明がありましたが、斉藤議員からも企業努力はされているのかとの指摘がありました。これからの日向温泉の改築に関しては一定の方向性が示されたところではありますが、地域のサポート会議だけに利用促進を頼ることは無理な話であり、限界があるわけです。

今回の改築に関しても、本当に総合レジャー施設と位置づける考えがあるのであれば、予算が林業の関係であるといっても、スキー場を担当する教育委員会ともしっかりと協議をし、スキー客にも使い勝手のよい施設をつくる。例えばレストランにしても、スキー客からすると入りづらい、食事をとっても休みづらいなどの話はよく耳にすることであり、そういったニーズも考慮されたのか、少しでも多くの利用がされるよう熟議されたのか、予算が限られているからといって建てかえるだけになっていないのか、こういったことをしっかりと検討することに

欠けている気がしてなりません。

そういったことを踏まえ、今後の温泉経営とスキー場経営については関係部署でしっかりと協議していく必要があると考えます。今後の日向の両施設の利用数促進に向け、市の所轄部署はもちろんのこと、指定管理者、そしてスキー学校関係者やスキー愛好者などで組織する協議会を発足して、しっかりと連携した協議を進めるべきではないでしょうか。市が所有する施設とはいえ、利用者ニーズにこたえるためには柔軟な発想と柔軟な手法が不可欠です。小さな予算でもアイデア次第では大きな経済効果を生むことも可能という発想を持って運営していただきたいと思います。

日向温泉は、林業センターとして、条例には「林業経営の近代化と健全な協業活動を図るため」と記されているところではありますが、これからの健全な経営維持のためにぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

また、今シーズン、スキー場の看板ともいえるセンターコースでの雪崩が起き、コースを閉鎖することにもなりました。昨年同様コースの雪を足で踏み固めていく作業をしたものの、今年のような一気に積雪量が増加した場合にはその効果が発揮されないことも実証されたわけで、安全管理の面からもスキー愛好者を含めた協議会で検討するべきではないかと思うわけであり

ます。

日向スキー場は平成29年に第1リフトの更新が検討されていると思いますが、その際にも利用者のニーズに少しでもこたえられるよう組織づくりを検討していただきたいようお願い申し上げます、この質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から日向温泉と連携した経営戦略について御答弁申し上げます、アンケート調査等の実施及び公共施設の見直しの考え方については教育委員会から答弁申し上げます。

日向スキー場は、毎年道内で最も早くオープンできる自然雪のゲレンデスキー場として多くのスキーファンに浸透し、特に他のスキー場が正式オープンするまでの間は、道内各地から初スキーを楽しむため多くのスキーヤーが訪れており、斜面が東向きといった地形から、シーズン終了間際まで雪質がよいスキー場との評価も得ているところであります。

一方、日向温泉は、昭和52年に土別森林組合が林業経営の近代化と健全な協業活動の推進を図るための集会宿泊施設として建設され、昭和58年には市に寄附され、これまで自然との触れ合いや憩いの場として長年にわたり多くの日向愛好者に利用いただいております。

この間、公共温泉を取り巻く環境も、観光の多様化やレジャーに対する意識も大きく変化し、更に景気の低迷なども重なり、日帰り入館者を初め宿泊者や宴会客も次第に減少し、収支均衡を維持していくことが年々難しい状況となったことから、はまなす財団のアドバイスも取り入れながら慎重に検討を重ねた結果、宿泊部門は廃止した上で、市民の交流活動の推進と健康増

進等を図る交流型観光レクリエーション施設となる、（仮称）日向保養センターの改築整備に着手したところであります。

そこで、日向スキー場と日向温泉との連携についてであります。

これまで日向温泉の集客対策の一環として、指定管理者であります北ひびき農協、教育委員会、経済部が連携する中、温泉の宿泊者に対してスキーリフト料金を半額とするパックを実施しており、近年も毎年100人以上の方々に御利用いただいておりますが、改築後に当たっては宿泊機能は有さないことから、スキーリフトと食事や温泉をセットとした割引パックの導入など、今後検討していかなければならないものと考えているところであります。

また、日向温泉の改築案を事前検討するに当たり、昨年1月にはスキー関係団体との意見交換を行い、更に温泉利用者の方々から寄せられた御意見も参考とさせていただき検討を加えてきたところであり、特にスキー学校関係者から寄せられていたスキー靴での入館にも対応できるようにするとともに、新しい宴会場にはテーブル・いすを配置した広間となる構造から、スキー大会時の休憩や一堂に会しての食事提供なども可能となりますので、今後、指定管理を受ける予定の団体とも十分協議を重ね、利用者に喜ばれる施設運営を目指していくものであります。

両施設の周辺には日向森林公園やキャンプ場もあり、園内には句碑も設置され、一昨年は桜、昨年は実のなる木々を植樹するなど、思い出の森も含め、周辺一帯を日向観光ゾーンと位置づけ整備を進めておりますが、今後におきましても、スキー場利用者に対する温泉PRなど、日向スキー場と日向温泉が一体となった魅力的な集客対策はまだ検討の余地はあるものと考えており、渡辺議員から協議会を組織して協議すべきとのお話もありましたけれども、今後も引き続き指定管理者、両施設の関係者並びに日向温泉サポート町民会議等からも御意見をいただき、ともにアイデアを出しながら、よりよい相乗効果が発揮できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、最初に日向スキー場の運営側からのニーズの把握状況であります。スポーツ少年団やスキー学校、スキー協会などの団体からは子供たちや指導者から、また常連の一般の利用者の方々からは、スキー場の運営や改善点について、スキー場や教育委員会職員が直接御意見を伺いながら環境整備に努めているところでございます。

また、アンケート調査につきましては、3月末に行われる日向スキー場で唯一開催される道北日報社杯ジャイアントスラローム大会にあわせて、市内外からの保護者や指導者、選手に対して、大会内容やスキー場に対するアンケートを実施する予定であります。更に、次年度以降についてはスキー場の改修も絡めたアンケート調査を実施し、関係団体と十分協議しながら平成29年度改修に向けて取り組みを進めてまいります。

更に、土別市行財政改革大綱実施計画後期の公共施設等の再編については、現在、自治体運

営改革会議で既存施設のあり方などの見直しを図っており、スキー場の管理運営方法についても、民間委託への検証・検討を実施しているところであります。

次に、日向スキー場のセンターコースにつきましては、最大斜度34度の急斜面のため圧雪車が入れず、雪割れを起こしやすい状況であり、今年度も多くの方々にご協力をいただき足で踏み固める作業を行いましたが、12月20日からコースに雪割れを起こし、職員が亀裂を埋めたもののすぐに雪割れが広がる状況であり、安全対策のためシーズンを通して閉鎖いたしました。

スキー場の利用者が多い時代には、センターコースもスキーヤーによる自然圧雪によりゲレンデに雪割れが起こらなかつたわけであり、スキー人口の減少も閉鎖の要因となっております。その反面、今年度は最大斜度36度のダイナミックコースは、センターコースが閉鎖されたため多くのスキーヤーが滑走したことにより、現在も滑走可能であります。

来年度は、シーズン当初に土別スキー学校、土別スキー協会を初め多くのスキーヤーにセンターコースを数多く滑走していただき、自然圧雪に協力を依頼する予定であります。また、雪崩対策についても、道内で対策を講じているスキー場を調査し改善策を検討してまいりたいと存じます。

また、日向スキー場を中心とした日向地区の活性化につきましては、一般スキーヤーやスノーボーダーのニーズの把握に努めるとともに、今後、第1リフトの更新も控えておりますので、スキー場の運営のあり方や大会の誘致、魅力あるイベントの開催なども含め、スキー関係者を中心に多くの方々からも御意見を聞く機会を設け、利用促進に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 再質問で1点だけ確認したいんですが、アンケート調査の件で、3月末の道北日報社杯で実施されると今伺ったのですが、この大会はかなりの人数、選手、保護者、大人も含めてたくさんの方が来ると思うんですが、すごく有効であると私は今感じたんですね。それで、当然ですけれども、それについてのアンケートを集約した内容の公表というのも考えてはいるのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 議員のお話にもありましたとおり、この道北日報社杯のスラローム大会は唯一日向で開催される競技会でありますので、市外のスキー関係者も含めてかなり多くの方にお集まりをいただくので、そのアンケートを子供から大人まで、あるいはプレーヤーからスキーヤーまで含めた形での集約となりますので、アンケートの細かい内容についてもそれぞれ対象ごとに集約等をしっかりと行って、そのアンケート結果につきましては、ホームページその他新聞、広報等でしっかりと公表してまいりたいというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 次の質問は、中学校の学習指導要領について伺います。

文科省は、平成20年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では、

中学校保健体育において武道、ダンスを含めたすべての領域を必修化にすることとしました。本市においても既に移行期間として準備がされてきたと伺っておりますが、これまでの武道に対する取り組みをお聞きいたします。

武道に関しましては、全国的に柔道の選択が6割を超えると集計されているようですが、本年度の必修化に向け全国各地で問題点が指摘されました。それは柔道による事故の心配であります。比較的準備や用具など経費の負担が小さいという理由で柔道を選択する軽率さが指摘されているわけです。1月にも、報道番組の特集で、必修化による柔道の危険性を指摘しておりました。昭和58年から平成22年までの28年間で死亡39件、障害93件に上る、事故の大半は投げられたときに受け身がうまくとれず頭や首を強く打ってしまうことが原因と報道されておりました。

現在でも、文科省側では、教員が研修などにより指導力を向上させることでカリキュラムは達成できるとしているようではありますが、柔道の専門家の中には、体力のついていない一、二年生に形だけのわざを教えることは危険であると示す方もおります。このように国と専門家の相違が埋まらないまま必修化に向かうこと自体が私としては一番の問題点であると考えますが、必修化が進む今、本市の教育委員会としての考え方と、学校にどのような指導をしているのかお聞きいたします。

次に伺いますのは指導者の問題についてであります。

現在の学校教育は、授業の時数や生活指導、そして心の問題などたくさんの課題があり、教員においても、決して心にゆとりを持って教育が行い切れない一面も感じることがあります。子供に伸び伸びと、そして健やかに成長していただくためには、教員も心にゆとりを持つことが必要であると考えます。そう考えますと、このような必修化により、専門知識を持たない教員であれば、安全かつ的確な指導をするためには更に相当な労力と時間を費やすものと思えます。また、指導に対しましても、本当に安全な指導ができるものなのか疑問も生じるわけです。

そういった意味で、外部から専門の指導者を配置する自治体も多いようですが、本市ではどのような態勢による授業を実践するのかお知らせください。

必修化の最後の質問は、授業を行うための環境についてです。

柔道によるけがの原因として挙げられる理由の一つに環境整備の問題が考えられます。御承知のとおり、柔道は畳の上で行う武道であり、公立・私立ともに中学校では武道場などは準備されていない場合が多く、体育館で実施する場合の問題点が指摘されております。畳がずれてけがをする危険性や、準備や後片づけによる時間的な授業への影響です。そういったことから文科省では武道場を整備することを推進しておりますが、本市においてはどのような対応をしているのかお伺いいたします。

このたびの武道必修化に当たっては、軽率な考えでは事故を引き起こしやすいと考えますが、本来最も大切な「礼に始まり礼に終わる」ということを子供たちに指導する手段としても意義のある授業を目指していただきたいと思います。この質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 平成24年度から改訂となる新学習指導要領に基づく中学校における武道の必修化に関してのお尋ねがございました。

まず、本市における武道の選択種目につきましては、中には以前より体育に武道を取り入れている学校もございますが、ほとんどの学校では新学習指導要領への移行期間に準備を進め、現段階では市内6校のうち3校が柔道、2校が剣道、1校が相撲を実施する予定でございます。

次に、柔道を選択する上で危険性が指摘されている中、教育委員会の考え方と学校への指導内容についてのお尋ねでございます。

これまでは体育で球技、武道、ダンスの3領域のうち2つを選択することとなっておりますが、学習指導要領の改訂によって、平成24年度から1学年及び2学年においては球技、武道、ダンスの3領域がすべて必修となったものであります。

武道に関しては全道的に柔道を選択する学校が多い状況にありますが、柔道を実施する上で特に安全面の確保は極めて重要なことでございますので、北海道教育委員会に対しては、これまで以上に教員向けの実技講習や指導上の安全対策などの説明会をきめ細やかに実施するよう求めてまいりたいと考えております。

次に、武道の授業に関してどのような態勢による授業を実践するのかとお尋ねでございます。

本市の中学校においては、移行期間における武道の指導には、柔道では選択している3校のうち2校が有段者である教員が指導しており、1校では外部指導者による授業を行っております。また、剣道では2校のうち1校が教員、1校が外部指導者となっております。特に、武道授業の充実には専門的な指導力を有する外部指導者の活用が大変有効なものであります。今年度から柔道の授業で外部指導者を活用している学校においては、柔道連盟の皆様の全面的な協力を得て、指導の主体は教員であることを自覚し、授業の目標や指導内容等について連盟の御指導もいただきながら十分な打ち合わせを行い、充実した授業の展開、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、武道の授業を行う上での環境について、特に柔道の授業における畳の問題についてのお尋ねでございます。

本市では、学校における武道場の整備は予定をいたしておりません。このため、平成23年度において、学校の要望に合わせ、不足する畳及び柔道での使用を想定したジョイント式スポーツマットを購入しており、畳の場合には滑りどめシートを使用し畳のずれ防止対策をするとともに、柔道の授業を集中させることで、準備や後片づけの時間を短縮するなど、学校ごとに工夫した取り組みを行っております。

これら体育の武道授業を通してすべての生徒が武道の特性に触れ、我が国固有の文化や伝統を尊重する態度を身につけることができるように、また、これからの国際社会において世界に生きる日本人を育成していく上からも大変有意義なものであるとの認識から、各学校における

武道授業の一層の充実が図られるよう条件整備に努め、更に各学校へも安全対策の強化などを指導してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問になります。土別市小中学校通学区域規則について質問いたします。

義務教育である小中学校の通学区域につきましては、教育委員会が地域ごとに通学区域を定める指定制と、保護者が希望する近隣校に通学できる選択制がありますが、全国の公立小中学校のほとんどが指定制により通学区域が定められております。

元来、通学区域については、学校教育法施行令の規定により、就学予定者等の就学すべき小学校または中学校を指定することとされております。しかし、平成9年に当時の文部省は「通学区域制度の弾力的運用について」としまして、就学すべき学校の指定に際しあらかじめ保護者の意見を聴取し、それを踏まえて就学すべき学校の変更を認めるようになった経緯があります。

しかしながら、いまだほとんどの公立小中学校はあくまでも指定制を採用しており、区域外通学についても、教育長の認めるべき条件があった場合のみ希望校への通学を認めているのが現状であります。これにはそもそも指定制と選択制についての趣旨が大きく違うという理由が考えられますが、指定制としている本市についての考え方をお知らせください。

また、区域外通学について示されている土別市小中学校通学区域規則第3条の考え方も一緒にお伺いいたします。

私は、本市が指定制で学校運営をしていることは非常にすばらしい教育環境であると考えております。それは何より地域性を大切に、そして子供たちには平等かつ公平な教育環境を提供するシステムであると考えているからです。区域外通学についても、本来は都市圏域である場合などには検討する意義もあると思いますが、本市のような規模の地域で考えますと、本来あくまでも子供の救済措置としての規則であり、目指すものは区域外通学のない完全な指定制にすることではないのかとも思っております。

それは、市内の学校すべてがしっかりとした学力向上や精神的配慮、学校単位での子供の救済システムの確立ができていいるあかしでもあるといえます。そして、義務教育で過度の競争を生まないための公立校としての健全な姿だと感じます。ですから、指定制では区域外通学者を増やしてはいけないと思うのです。実際に、現在でも大阪市のように区域外通学を認めていない自治体もあるのです。

そこでお伺いいたします。

これまでに本市においての区域外通学を認可した件数はどのくらいあるのでしょうか。近年における数字で構いません。また、その主な理由はどのようなものが多いのかもお知らせください。

次に、小中学校適正配置計画との整合性について考えたいと思います。

本市では、平成23年3月に小中学校適正配置計画が策定され、今後の本市における義務教育の環境づくりを検討しているところであります。当然ながら統廃合は避けられない学校もある現状の中、通学区域につきましても新たに見直さなければならぬわけです。そう考えたときに、当然、将来の学校規模の算定手段は当該地域に居住している子供の人数であり、区域外通学の数が多くなることは、現在進めている小中学校適正配置計画に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧するところであります。とりわけ統廃合に該当していない小規模校については、改築の必要性が本当にあるのかと考えざるを得ないこととなります。

そういったことを踏まえ、区域外通学希望に対して土別市小中学校通学区域規則第3条にしっかりとした一定の基準を設けるべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

現在は、保護者側からの申し立てを教育長が認めた場合は区域外通学ができますが、例えば申し立て理由に誤りや偽りがあった場合はどう対応するのか。認可した教育長が責任を負うということになるのでしょうか。やはり救済措置として区域外通学を認めている以上は、本来の趣旨に見合うよう、誤りや偽りがわかった場合には本来の指定区域の学校に通学させるというような規則を設けるべきだと考えております。そして、申し立てがあった場合、認可する前にしっかりと事実確認をするシステムを検討する必要があると思うのですが、教育長の考え方をお知らせいただきたいと思っております。

また、本市では、子どもの権利条例制定に向け現在準備を進めているところでありますが、子供には平等に教育を受ける権利があります。また、行政には子供に対し平等に教育を受けさせる義務があります。不適切な規則違反が絶対に起こってはならないのです。同時に、子供の主張が何でも通るといような子供の権利自体を履き違えてとられることのないように、はっきりとした線引きを教育行政として示さなければならぬと強く考えております。そういった点も熟議していただき、早急に通学区域規則の改定をお願い申し上げ、質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 土別市小中学校通学区域規則に関してのお尋ねがございました。

まず、本市における通学区の考え方についてでございますが、学校教育法施行令第5条に基づき就学すべき小学校または中学校を指定いたしており、土別市における地域性や学校の成り立ちを十分にしんしゃくし、不公平感を与えることのないよう、学校ごとに通学区を設定しているものであります。

また、平成9年の「通学区域制度の弾力的運用について」の文部省初等中等教育局長通知以来、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力化に向けた取り組みが進んできた経過があり、学校選択制を分類すると、自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制におおむね分けられ、本市においてはこのうち特

認校制を取り入れ、現在は中士別小学校と温根別中学校を特認校として指定しているところがあります。

また、昨年策定した小中学校適正配置計画は、学校区を指定することを前提としておりますので、適正配置計画を進めていく上で、基本的な通学区は従来どおり堅持してまいりたいと考えております。

次に、士別市小中学校通学区規則第3条の考え方でございます。

この条文は、就学すべき学校の区域外の学校に通学することができるとした要件を示したものであり、児童・生徒の病弱、虚弱もしくは肢体不自由等の事由、児童・生徒の心身上の理由、いじめの対応を理由とする場合、年度内に住宅の新築等により転居することが明らかな場合などの要件を規定したものであります。

次に、本市におけるこれまでの区域外通学の許可件数についての御質問でございますが、過去5年間で申し上げますと、平成19年度では小学校13件、中学校3件、平成20年度では小学校14件、中学校3件、平成21年度では小学校11件、中学校1件、平成22年度では小学校12件、中学校1件、平成23年度では小学校17件、中学校4件となっているところでございます。

区域外通学の申請理由につきましては、年度途中での転居のため年度末まで以前の学校に通わせたいというものや、新築や転居が決まっているが年度の初めからその通学区の学校に通わせたいという妥当性の認められるものがある一方、規定した要件が大まかなことから、ただ単に通学距離が近い、共働きのため親の職場に近い学校に通わせたい、祖父母の家に近い学校に通わせたいなどの理由によってこれまで区域外通学を認めてきた事例がございます。既に許可した案件については見直しを行って決められた通学区域に復することが本来であるとは存じますが、子供の心情に配慮して、基本的には現在の在学期はそのままで対応する考えであります。

しかし、平成24年度からの申請分については早急に規則を改正し、許可できる理由を詳細に定めた明確な基準を設け、申請の書式の見直しを行うとともに添付書類について規定し、妥当性の乏しい区域外通学を極力なくすとともに、許可後においても申請のとおり転居等がなされたか否かを確認する事後調査等を行い、基準に適合しない区域外通学をなくすことで通学区域の正常化を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの第3条について、区域外通学を認める場合の理由、条件が記載されていると思うんですけども、この3条につきましても更に詳細化するということと、あと認可をとった後にも確認調査をするという答弁を今いただいたのかなと思います。

それで、質問の中で触れたんですけども、例えば後々認可を出した方に対して調査をした結果、申請どおりの内容じゃなかった場合はどうするのかということについて現在どのようにお考えでしょうか。

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 申請の段階において出された申請内容について、事後の調査などによって誤りがあつたり虚偽の申請がなされたときには、その段階において区域外通学を即時取り消して、本来の通学区域の学校に戻すというふうにしたいと考えております。

そういう部分につきましては、申請の内容について事後の確認まで時間の経過が余りなされないような格好で、当然、小学校であれば別ですが、中学校においては制服等が違つたりする場合もございますので、事後の確認によって変更がないように申請段階でかなり厳正に対処していくことを念頭に置きながら、なおそれでも虚偽の申告等が見つかった場合には、制服のつくりかえ等もございましょうが、それはもうしっかりと厳正に対応していきたいというふうに見段階では考えております。

議長（山居忠彰君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） ありがとうございます。

今回、ちょっとこの質問に関してすごく複雑な気持ちがあつて質問させてもらったんですが、私のように子供を持っているといろいろなところからいろいろな声が聞こえてくるんですよ。例えば、本当にこの理由で、私、区域外に通学されるのは正当な理由であると思うんですけども、そうじゃない理由が結構聞こえてくる場合もありますので、すごくこれは子供にとっては大事なことだと思いますし、今、仮にルール違反が見つかった場合に戻すという話もありましたけれども、本来はそういうことがあつては子供が一番かわいそうだと思うんですよ。だから、確認をとって、認可する段階で入念なチェックをしてもらって、そういうことが絶対にないように今後していただきたいとお願いいたします。

終わります。

議長（山居忠彰君） 6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、第1回定例会に当たり一括して一般質問を行います。

最初に、指定管理施設の振興策についてであります。

土別市公の施設の指定管理者事業実績によりますと、平成24年度における指定管理料の予定額は平成23年度見込み額から全体で551万円増額されていますが、このうち世界のめん羊館、サイクリングターミナル、中心市街地交流施設の3施設が増額に至った要因について、その内容をお示しいただきたいと思ひます。

また、これまで指定管理事業において欠損金が発生した場合、追加措置がとられてきましたが、今後も市が補てんしていくべきものなのか指定管理者が負担すべきものなのか、指定管理料のあり方についてどのような見解を持たれているのかお考えをお伺ひしたいと思ひます。

次に、各施設の実績を見ますと、運営経費の削減努力とともに、入り込み客の増加を図るため工夫を凝らしたさまざまな催しが行われておりますが、折しも定住自立圏形成協定により、今後、道北広域による観光ルートの形成が期待されています。入り込み客の増加が収益確保に

つながることから、市民を初め道内外の士別市にゆかりのある方々からの御協力もいただきながら、市内の共通した入浴施設や観光施設の利用、更に農産物などの地場産品を特典つきで購入していただけるような、仮称ふるさと株主制度を創設し、施設の運営に寄与することはできないかと提案するものですが、このことについての御見解をお伺いしたいのであります。

次に、今後の市立病院の経営と改革プランについて質問させていただきます。

士別市の最大の課題とされる病院経営は、昨年5月に経営戦略室を立ち上げ、院長を議長にした戦略会議を設置して経営改善に努力されてきた経緯はありますが、市長、院長の御尽力により、懸案でありました循環器内科医が4月から着任するほか、開業医誘致条例による3件の民間診療所の開設が予定をされています。

市長は、先般行われた市立病院運営審議会におけるあいさつの中で、2012年度は地域医療の充実元年、地域医療の発展を目指す年にしたいと述べられておられます。私もそのような展開になっていくことを願いながら何点かお尋ねをさせていただきます。

多くの自治体病院では、医師不足のため医師や看護師が過重な労働を強いられていると聞いていますが、これら民間診療所の定着により過重労働の緩和など業務量のコントロールが期待できるのでしょうか。市立病院の経営や運営に対してのメリットについて考えられることをお示しく下さい。

改革プランの中で、病院の経営を好転させる最大の方策は休床病床の稼働とされています。お尋ねしますが、循環器内科医師の定着によりおおむねどの程度の稼働が期待できるのでしょうか。

また、病院内の空きスペースの有効利用のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の開設が検討されています。以前にこれらのスペースを視察した経緯があり、その時点では、廊下の幅員を拡大しなければならない、その改造に要する費用が課題とされていました。このことについてこれまでの検討内容やこれらの可能性についての考えをお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から今後の市立病院経営と改革プランについて御答弁申し上げ、指定管理施設の振興策については副市長から答弁申し上げます。

初めに、民間診療所の開設についてであります。

本市の地域医療につきましては、5つの医院が開業され、これに市立診療所の3施設と市立病院により担っているところであります。しかしながら、地方における医師不足は本市においても同様であり、市立病院における医師確保は大変厳しい状況にありますし、3月には1医院が閉院されるとのことであり、加えて、開業されている医師の中には御高齢な方もおられ、今後、市内診療所の減少が懸念されるところであります。

このため、開業医を増やすことによる地域医療の安定拡大を図るため、開業資金の一部を助

成する開業医誘致条例を制定し、昨年4月から施行したところであります。また、開業資金助成の条件として、10年以上開業することや地域医療に寄与すること等に加え、市立病院の経営を考慮する中で開設する診療科について病院長の意見を求めるとともに、病院との連携についても要請してまいりたいと考えております。

開業医が増えることによる病院のメリットにつきましては、病院では特に内科外来患者が多いため、内科医の勤務時間の相当部分を外来診療に費やしておりますが、開業医が増えることにより、医師の負担軽減が図られることはもとより、外来待ち時間の解消につながることや、2次医療機関としての本来の役割である入院患者への対応がこれまで以上に可能になり、ひいては収益の増加にもつながるものと考えているところであります。

また、院内の高度医療機器の有効活用や、将来的には病棟のベッドを一部開放するオープンベッドによる収益の確保など、病診連携についても検討してまいりたいと存じます。

次に、循環器内科医の確保についてであります。

循環器内科医につきましては、これまで複数の常勤医が勤務しておりましたが、平成20年7月から不在となったことから、旭川医科大学あるいは名寄市立総合病院からの出張医の派遣により、週2回の循環器内科外来の診療を行ってきたところであります。しかしながら、以前から患者数が多い中で、大学医局からはこれ以上の医師派遣も難しいことから新たな医師確保を常に求められるとともに、病院としても経営改善に向け、循環器内科医を初め医師確保に向けたあらゆる対策を院長とともに講じてきたところであります。

こうした中で、今回懸案であった医師の確保となったところでありまして、4月からは非常勤ではありますが、週2回の外来診療と入院再開に向けての準備をしていただき、8月からは常勤医師として入院患者の診療にも当たっていただくこととなっております。

また、このたびの医師は心臓カテーテル治療の専門医であります。病院にはこれを行う設備も整っておりますだけに、更なる循環器内科医の確保によってこの治療の開始を目指すとともに、何よりも看護師が不足していることからこの確保に全力を挙げ、今後において、現在休床扱いとなっている29床の再開も視野に入れた対応を鋭意図ってまいりたいと考えております。

次に、病院内における介護老人施設の設置についてであります。

病院の病床数につきましては、医師が減少したことなどから、平成20年8月及び昨年5月に病床数の見直しを行ったところであります。このため、これまで小児科及び産婦人科入院を取り扱ってきた3階東病棟や5階東病棟においてあきが生じていることから、改革プランにおいて、介護老人福祉施設や介護老人保健施設として有効活用できないかを明記し、昨年5月から経営戦略室及び経営戦略会議において検討してまいりましたが、現在の状況にあっては転用しないとの結論に至ったところであります。

そこで、この検討結果でありますけれども、病院から介護老人施設への転用において食堂や機能訓練室などの整備が必要となりますが、廊下幅や入所室の床面積などの施設基準は緩和措置が講じられているため、大きな改修を行わなくても転用が可能であります。また、施設の運

営に当たっては病院会計でなく特別会計で会計処理を行うこととなり、施設部分については病院からこの介護老人施設に貸しつけることとなります。

施設の運営に当たってのメリットであります。病院内の設備及び職員等を併用することにより経費の節減を図れること、病院の入院病棟より少ない看護師で運営できること、更には病院からの患者移転が容易に行えることなどが考えられます。また、課題としては、施設を運営するための専任、兼任の医師の確保が難しいことや、病院には療養病床20床があり類似した施設を有することになります。

ただ、こうした介護老人施設を病院内に整備する場合、入所者と病院患者をできる限り離れた形で管理することが望ましいとの判断に立ち、病院内の中間位置となる3階東病棟には近くに手術室もあることから設置は難しく、5階東病棟については、このたびの循環器内科医の確保により、今後、病床再開に向けた対応を図っていくことから活用は難しいものとなります。

加えて、ここ数年において市内では介護保険施設が5施設115床増加されたことも加味し、先ほど申し上げた結論に至ったところであります。

病院を取り巻く環境は、循環器内科医が来ていただくこととなり明るい兆しが見えてきました。引き続き医師、看護師確保に取り組むとともに、病院経営戦略室においてさまざまな議論をし、この成果を具現化して病院経営改善に最大限努力してまいります。

また、市民の皆さんから市立病院を応援するために4月から応援隊を立ち上げていただけるという大変ありがたい話もありますし、市内における新たな民間診療所につきましても現段階で3件が予定されており、開業医誘致効果が大きな効果を発揮していると考えます。

更に、多寄医院の改築、高規格救急自動車の更新についても24年度に予算化したところであります。このようなことから本年を地域医療充実元年と位置づけ、地域医療体制の充実に向けて対策を講じてまいる所存であります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から指定管理施設の振興策にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

平成24年度から指定管理を更新する公の施設としては総合福祉センターほか10の施設があり、去る2月10日、指定管理者審査委員会を開催し、これまでの実績及び今後の運営のあり方などについてその内容を審査いたしましたところであります。

そこで、24年度において指定管理料を増額とした要因についてこれまでの実績に照らして申し上げますと、まず世界のめん羊館については、計画していた入館者数が大幅に下回ったことによる収入の減少によるものであります。

この主な要因については、長引く景気の低迷により入館者が年々減少傾向となっていたことに加え、東日本大震災の影響等により北海道の観光客入り込み数が減少したことなどが影響していると分析しておりますが、平成21年度における指定管理基本協定の時点においては年間入

館者数を1万7,000人、入館料などの収入については339万8,000円と算定していたところ、23年度の入館者は1万2,000人台にとどまり、入館料収入見込み額が227万5,000円まで落ち込んだことによるものであります。

この間、集客を図るための取り組みとして、人気の高いシーブドックショーや毛刈りショーのイベントを5月のゴールデンウィークと夏休み期間に固定化することで開催いたしました。また、未らいにまちをウルゾー会やめん羊工芸館との各種共催事業、子羊授乳体験ツアーの実施など精力的な取り組みを行いましたが、残念ながら回復には至りませんでした。

一方で、経費の節減対策については、入場券販売機のリース契約が終了したことにより27万円を減額し、また燃料費の節約を初め施設の小破修繕などにおいては極力直営で実施するなど経費の節減に努めたところですが、結果として収支不足となる額に消費税を加えた89万6,000円を増額するに至ったものであります。

次に、サイクリングターミナルについてであります。

ここ数年、観光客の減少に加え、近年の暖冬による寒冷地試験の規模縮小や工事関係者の長期滞りが減少している傾向にある中で、2,700人を算定していた宿泊者数を2,200人に見直し、宿泊費、食事代を合わせて306万3,000円の減収を見込んだところであります。

集客対策としては、過去に御利用いただいた個人・団体に対する営業活動や、地場食材を利用した新メニューの提供など魅力的な施設とするための取り組みを行うとともに、経費の節減については、宿泊者減による食材費に加えて燃料費など管理経費の節減により230万1,000円を減額したところでありますが、収支不足となる額に消費税を加え80万円を増額するに至ったものであります。

次に、中心市街地交流施設についてであります。

昨年、ボイラーを初め水回りの点検・修理のため1週間程度休館し、営業日数が少なかったことに加え、市営西団地の建てかえなどの影響もあり、利用客が減少したことで利用料金収入が減となったところであります。

経費の節減対策については、節電・節水に努めるとともに、床暖房を含む細かな温度調節を行うなど管理費の節減に努めたところであります。

施設の運営においては、入浴施設を中心とした施設であることから常に清潔な施設管理に努めるとともに、比較的高齢者の利用が多い実態であるため親切的な対応に心がけておりますが、開業から既に10年が経過しておりますことから、入浴用ボイラーの経年による修繕費を計上したこととあわせ施設管理に係る人件費を計上したことから、収支不足となる67万9,000円を増額するに至ったものであります。

そこで、指定管理施設において収支不足が生じた場合の基本的な考え方についてであります。現在、本市では、社会福祉施設、観光施設、宿泊施設など13施設の管理運営について指定管理制度により実施しているところであります。指定管理者の選定に当たっては、申請者から提出される指定管理申請書に基づき管理運営方針、事業計画書、収支予算書、サービス向上や経費

節減対策、職員の雇用条件などなどについて厳正に審査を行い決定しているところであります。

指定管理者は、みずからが企画した管理運営方針により事業を実施するものでありますことから、定められた指定管理料の範囲で運営することを基本としております。しかしながら、想定範囲を超えた、例えば重油の高騰、機械等の修理、経済動向の変化、自然災害などの要因により運営面において支障となるおそれが生じた場合のいわゆる管理運営上のリスク負担についてはあらかじめ協議を行っており、このことに基づいて対応しているところであります。

指定管理制度は公の施設の管理運営そのものを包括的に委任するものであり、指定管理者はみずからの創意工夫により利用料の收受など一定の権限のもとで弾力的に、そして柔軟性のある運営を行うことから、単に収支不足を補てんすることを目的に指定管理料を見直すことはなじまないわけであります。

しかしながら、本市の指定管理施設においては市民福祉の向上を目的に設置されているものが多く、経営努力により利用料収入を向上させ得る施設が少ない状況にもあり、社会経済情勢の低迷も加わってその運営は極めて厳しくなっておりますことから、こうした要因については考慮しなければならないと考えるものであります。

今後におきましても、適正な指定管理料の算定はもとより、多様化する利用者のニーズにこたえる施設の運営を図るよう、この対応に努めてまいるものであります。

次に、入り込み客の増加によって収益の確保を図ることを目的とした仮称ふるさと株主制度の創設について御提案がありました。

観光行政の取り組みとしては、魅力あふれる道北圏域に道内外の観光客を誘致するため、道北観光連盟を初め上川地方観光連盟など、道北8市が協力し誘致活動に取り組んでおります。また、札幌市土別ふるさと会、東京土別ゆかりの会、ふるさと大使の皆様の御協力も仰ぎ、土別の魅力を道内外に向けて発信しているところでもあります。

御提案のありました取り組みにつきましては、まさに指定管理制度導入の大きな目的である民間の柔軟性と弾力性を最大限に生かせる取り組みでもありますことから、指定管理者とも十分に協議をして進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 2012年第1回定例会に当たり一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、24年度市政執行方針と予算についてであります。

市長の市政執行方針では、24年度予算編成については、昨年度に比べて多額の財源不足が生じる、そういう状況の中での編成となったと述べておられます。そして、不足する財源については財政調整基金、これらの活用で対応したとされているのでございます。そこで、23年度の決算見込みと不足財源となったその要因についてどう評価されているのか、この際お伺いしたいと思うのであります。

また、24年度では本市の総合計画の達成についてどんな到達点になったのか、総合計画を先

送りされたものあるいはまた繰り上げで予算化されたもの、それらの継続事業や新規事業と予算規模についてもこの際承っておきたいと思うのであります。

財政収支等健全化については、一般会計における健全化判断比率はどうなっているんでしょう。そして、将来の事業を見込んで、実質公債費比率、将来負担比率についてどう見込んでおられるのかお示してください。

今、市立病院の問題も粥川議員から質問されておりましたけれども、市立病院の財政の健全化は市の行政上大きな問題だと、市政方針でも述べられておりますけれども、市立病院の健全化、これについては病院の戦略室もできていることでございますし、本当に市立病院の経営が健全化される、独立採算でやっていける、そのためにはどうしたらいいのかという深く突っ込んだ議論がなされたのかどうか、どんな検討をされたのかこの際お示してください。

次に、市民負担の軽減策についてでございますけれども、国の政治の上では社会保障と税の一体改革、こう叫ばれておりますけれども、消費税の引き上げであり、年金や医療などの給付の減、そして負担増が検討されており、国民にとってはためにならない改革が示されているのであります。こういう国の政治の状況だからこそ、市民負担の軽減や市民生活をしっかりと守っていく、その立場に立って予算編成が行われ提案をなされているのか、この際、国保税の負担軽減を初め市民生活の負担減についてどんな検討をされたのか答弁を求めたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から24年度市政執行方針と予算の基本的な考え方について御答弁申し上げ、23年度決算見込み、継続・新規事業と予算規模、財政の健全化及び市民負担の軽減策については副市長から答弁申し上げます。

現在の日本経済は、震災の影響から脱する方向に動いているものの、円高、原油高、世界経済の影響などから自動車、電気産業を初めとする大手企業でも赤字あるいは減益となるなど、企業経営や雇用情勢において厳しい状況が続いているところであります。

このため、国は2012年を日本再生元年と位置づけ、最重要課題である東日本大震災の復旧・復興、原発事故との闘い及び日本経済の再生に引き続き全力で取り組むこととした基本方針を定め、24年度の予算についても、成長戦略分野への重点配分など経済の立て直しを喫緊の課題といたしているところであります。

こうした情勢の中での24年度予算編成となりましたが、本市においても、今日の景気低迷の影響から法人市民税の減少に加え、固定資産税についても評価替えの影響などから減少する見込みにあるなど、依然として歳入の確保が厳しい状況の中で、市民サービスの水準を後退させることなく、少子高齢社会への対応を初め、農林業、商工業、教育などさまざまな分野での課題解決に向けた施策の構築を図り、土別市総合計画の実現に着実に取り組む予算となるよう努めたところであります。

特に、市政執行方針でも申し上げましたが、24年4月からはまちづくり基本条例が施行される所であり、この条例の基本原則である市民自治と情報共有に基づいて、情報共有のあり方や市民参加機会の確保など行政の責務を果たすとともに、議会基本条例についても同時に施行されることから、議会と行政が更に車の両輪として役割を果たしながら本市の自治を推進していかなければならないと考えている所であります。

また、本市の重要な課題であります市立病院の経営においては、医師、看護師不足から依然として厳しい状況に置かれており、改革プランの着実な推進を図るほか、医師、看護師確保に全力を挙げ、市民に信頼される病院づくりを目指してまいります。

更に、昨年施行した開業医誘致条例のもと診療所開設が見込まれているほか、多寄医院を改築し年度内に完成見込みであることから、本年を地域医療充実元年と位置づけ、病診連携を深めながら地域医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

24年度の予算編成において、歳出で事業内容の見直しや経費の削減、実施年度の調整などを行う一方、歳入で特定目的基金の繰り入れのほか地方交付税についても交付見込み相当額を計上するなどし、財源確保を図り、なお不足する財源については5億円の財政調整基金により対応するといった厳しい編成となりました。中期財政推計においても24年度、25年度は1億5,000万円程度の単年度収支不足が見込まれ、当初から厳しいことは予測していた所ではありますが、実際の編成に当たっては厳しさが増した状況となった次第であります。

この具体的な要因については、後ほど副市長から申し上げますが、財政推計との乖離が生じた主なものとしては、歳入では、固定資産税で評価替えによる影響などで前年度比5,800万円の減となり、市税全体では4,900万円の減となったほか、地方譲与税及び地方消費税など各種交付金については、1月に示される地方財政計画をもとに計上していますが、地方特例交付金の減額などから約5,000万円の減となったことなど、中期財政推計では予測していない要因による所であります。

一方、歳出については、ソフト事業でてん菜作付確保対策の単独補助や特別支援員の増員配置、定員拡大並びに延長保育、一時保育などへの対応による保育士の増、ハード事業では地理情報システム整備、パークゴルフ場整備、陸上競技場走路補修、河川整備費の増額など、新たな行政課題、市民要望への対応や補助事業の関係、災害への対応などから推計時とは財源不足が拡大した状況にあります。

こうしたことから、予算上は5億円の財政調整基金の繰り入れで収支均衡を図ったものではありますが、市税等の見積もりには不確定要素もあり、確実な財源として計上したこと、決算においては23年度からの繰越金を2億円程度見込んでいることや、地方交付税においても若干の留保を見込んでいることに加え、予算の執行に当たっては創意工夫をする中で可能な限り節減に努めることで、例年4億円程度の歳出予算の不用額が生じていることなどから、特別な変動要因がない限りは、3億円から4億円程度の取り崩し停止が図られるものと見込んでいる所であります。

これにより24年度末における財政調整基金残高は8億から9億円と見込んでおり、財政運営上、年度間の財源の不均衡を調整する重要な基金でありますことから、最大限その確保に努めてまいります。

次に、今後の財政見通しであります。

国の中期財政フレームが24から26年度までとなっていることや、自治体病院の経営改革プランの期間については26年度までとなっているため、その後は不透明な状況もありますが、現行制度によるほか、現在の総合計画を基本に29年度まで推計しますと、25年度においては2億5,000万円程度の単年度収支不足が生じ、26年度から27年度においてはほぼ収支均衡が図られるものの、28年度からは普通交付税において人口減のほか、合併優遇措置の影響もあり若干の収支不足になるものと見込んでいます。

これら収支不足については、繰越金や基金の活用によるほか、歳出の節減等により解消できるものと見込んでいます。財政推計そのものについても決算後や普通交付税決定時に見直しを行うほか、総合計画についても毎年ローリングを行い、その中で大幅な財源不足が生じる見込みの場合は事業量の調整や実施年度の調整を図ってまいります。

財政運営に当たっては、税収の動向、地方財政計画による地方交付税等の予算措置、事業計画量の増減によって年度ごとの収支が当然変動することから、中・長期の視点に立った見通しが必要になります。20年度から22年度では、国の経済対策における交付金や地方交付税についても増額となるなど、本市の財政状況が好転した要因があった一方で、24年度からの単年度収支不足を見込み総合計画の事業量の平準化を図るなどし、一定の繰越金や財政調整基金を確保してまいりました。

今後の財政運営に当たりましても、これまで同様、市税や地方交付税の状況を的確に把握し、歳入に見合った事業計画に基づきながら行財政改革を更に徹底するとともに、財政状況の把握や総合計画についても毎年見直しを図る中で、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成24年度市政執行方針と予算にかかわって、23年度決算見込み、24年度予算における財源不足の要因、継続・新規事業と予算規模、財政の健全化、市民負担の軽減策にかかわっての御質問にお答えいたします。

まず、23年度の決算見込みについてであります。

一般会計の歳入については、今日の経済情勢から、市税のうち法人市民税で現在の予算を下回る状況にありますが、個人市民税、固定資産税などを合わせた市税全般については予算額を確保できる見込みであります。地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとの考えのもと、地域活性化・雇用等対策費1兆2,000億円が計上されるなど前年を2.8%上回り措置されたものの、国勢調査による人口減の影響などで、本市に交付された臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は73億1,700万円となり、前年度を

2億8,400万円下回りましたが、予算額から見ればこれを大きく上回ったところであります。

一方、歳出は、効率的な事業の実施、徹底した経費の節減に努めたほか、国の経済対策に対応し、前年度からの繰越事業によるきめ細かな交付金事業などの実施により地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

この結果、23年度の一般会計決算では、今後決定される特別交付税の動向にもよりますが、22年度決算における繰越金や地方交付税の留保財源などから財政調整基金からの2億円の繰り入れ停止を図った上で、2億円程度の黒字を確保できるものと見込んでおります。

また、財政調整基金の残高であります。ただいま申し上げましたように23年度は繰り入れ停止ができる見込みにありますので、10億7,000万円となるものであります。

各特別会計の決算見込みについては、今後変動する要因はありますが、一般会計からの繰り入れなどにより収支均衡が図られる見込みにあります。しかしながら、介護保険事業特別会計においては、介護施設が充実する中で介護給付費も増加しており、本定例会初日に8,900万円の補正予算を計上したところですが、それに伴う国・道支出金が翌年度の精算となるため、おおよそ2,000万円の収支不足が生じる見込みにあり、繰り上げ充用の措置を予定しているところであります。

また、企業会計については、水道事業会計で料金収入は前年並みに確保できる見通しにあるものの浄水場改修による減価償却費の増加などにより、おおよそ7,200万円の純損失が見込まれておりますが、内部留保資金、未処分利益剰余金などによって資金残高は約3億4,900万円の黒字となる見込みにあります。

病院事業会計においては、患者数が大きく減少し、現時点では収益全体で昨年度と比較し約2億円の減となるなど、今後の状況を勘案すると1億円程度の収支不足が見込まれることから、改革プラン見直しに伴う新たなルール分1億4,000万円を加え2億4,000万円程度の繰り出しが必要と考えており、本議会最終日に補正予算を計上する予定であります。

次に、24年度予算編成において大幅な財源不足が生じた要因について申し上げます。

この主な要因としては、歳入では、個人市民税は年少扶養控除廃止などで前年度と比較し5,000万円の増加となるものの、法人市民税は2,800万円の減、固定資産税では評価替えによる影響などで過去最大の5,800万円の減となり、市税全体では4,900万円の減となったところであります。

また、地方譲与税及び地方消費税などの各種交付金については、地方財政計画から推計したところですが、現在の経済情勢による税収の状況や子ども手当の制度改正に伴う地方特例交付金の減額などから前年度比4,400万円の減となったほか、国・道支出金については制度改正や事業の関係から2億2,800万円の減、起債については建設事業の減少とともに臨時財政対策債が大きく減少したことで3億6,200万円の減となるなど、財源対策前の歳入全体では前年度比4億4,300万円の減となったところであります。

一方、歳出では、経常経費で賃金、共済費を初めとする物件費の増加のほか、病院事業会計

への改革プラン見直しによる補助金の増、公債費の増などで前年度比7,300万円の増加となったものの、政策経費については、総合計画での事業量の減に加え事業費の圧縮を図り2億600万円の減とし、歳出全体では1億3,300万円の減となりました。

以上、歳入歳出の差し引きでは前年度よりも3億1,000万円の財源不足が拡大したものであり、この不足財源の対策として、地方交付税計上額の引き上げ、特定目的基金、減債基金及び財政調整基金の繰り入れで対応したところであります。

また、こうした予算全体の把握については予算編成方針を示した11月上旬から作業を開始し、財源の確認などを実施した後の全体把握は年末となり、最大の歳入となる地方交付税のほか譲与税等の見込みについては、地方財政計画の課長内簡が示される1月下旬になったところであります。

予算編成に当たっては総合計画を基本に整合性を図ることとしておりますが、総合計画ローリング実施時期と予算編成作業時期が近く、年度間の事業量の均衡や財源調整などの調整作業が円滑に進まない面もあることから、今後、総合計画のローリング作業時期を早めて、事前に所要財源の把握が可能となるよう改善していく考えであります。

また、総合計画のローリングの中で先送りしたものあるいは前倒して実施するものは何かとのお尋ねでございますが、先送りしたものといたしましては、駅前再整備事業、公会堂展示館改修保全事業、市民文化センター施設整備事業などであり、また、前倒して実施するものといたしましては、流雪溝制御システム整備更新事業がございます。

次に、24年度における新規事業や拡大・充実する事業及び継続事業についてであります。

まず、ソフト事業では、従来の施策の継続を基本としましたが、住民福祉分野では、子育て支援体制の充実を図るため、ファミリーサポート相談員兼子育て相談員をあいの実保育園に配置する子育てサポートネットワーク事業を実施するほか、母子家庭への支援として看護師等の資格取得に係る高等技能訓練促進費を支給するとともに、一時保育事業では定員、利用時間を拡大し需要に対応してまいります。

また、高齢者が要介護状態になることの予防や自立した在宅生活を支援するため、住宅改修に要する費用に助成策を講じたほか、高齢者が安心して日常生活を送れるよう地域住民との協力により福祉パトロール事業を行うとともに、高齢者など買い物困難者の利便性向上を図るため、商店街と連携し宅配サービス事業を実施してまいります。

更に、自治会の防犯外灯の助成については、LED化を進め温室効果ガスの削減や維持費節減を図ってまいります。

次に、農業施策では、てん菜の安定的な生産振興及び作付面積確保のため、新規に導入する作付機械リース代に助成するとともに作付10アール当たり5,000円の補助をするほか、農業者の経営資金融資に対する利子補給に加え、バレイシヨ病虫害防疫対策のため洗浄機を導入することといたしました。

更に、教育文化に対する施策では、子ども議会開催事業を初め、特別支援教育支援員を増員

配置するほか子育て応援ファイルを作成するなど、子供の成長を支援するとともに、小中学校図書データのネットワークを構築し有効活用を図ってまいります。

主な継続事業としては、25年度の施行を目指した子どもの権利条例を初め、子育て環境充実では特別保育推進事業、障害児保育事業、放課後児童対策事業などを引き続き実施するほか、敬老バス乗車証交付事業、障害者相談支援事業など高齢者・身体障害者等への支援を実施してまいります。更に、地域経済が疲弊している状況を踏まえて、中小企業振興条例に基づく制度融資、店舗改修助成、住宅改修促進助成事業、住宅新築促進助成事業を継続実施し活性化を図ってまいります。

このほか、サフォーク特産品開発振興対策事業、観光誘致宣伝事業などにより土別市を内外にPRするとともに、スポーツ合宿推進事業、サンライズホール自主企画事業などにより交流人口の拡大に努めてまいります。

ハード事業では、まちづくり基本条例並びに議会基本条例が施行されることを踏まえ、議会の審議状況をインターネットを通じて市民が視聴できる議会中継システム導入を初め、あけぼの児童館の老朽化に伴う児童センター建設事業のほか、多寄医院改築事業、上土別小中学校改築に向けた各種調査や基本設計、25年度の早期オープンを目指したパークゴルフ場整備や陸上競技場施設整備、ふどうテニスコート整備などの体育施設整備、家庭菜園付き高齢者向け住宅建設に向けた基本実施設計、（仮称）日向保養センター改築、地理情報システム整備などを実施してまいります。

また、市民の声を施策に反映するとともに市民がより積極的に行政運営に参画できるよう、23年度から設けたまちづくりのための特別枠については新規8事業、継続8事業の合わせて16事業で、事業費は3,000万円となったところであります。

この結果、24年度の予算規模は一般会計で160億9,753万1,000円、対前年比は0.8%の減となり、特別会計及び企業会計を合わせた全体の予算規模は296億9,781万1,000円、対前年比は4.7%の増となったところでありますが、病院事業会計の借換債を除き、経済対策などの補正予算を加えた実質的な予算規模は287億3,126万1,000円、対前年比は0.1%の増となったところであります。

次に、財政健全化についてであります。

一般会計における健全化判断比率については、23年度決算見込みにおいても健全な水準にあり、実質公債費比率、将来負担比率など他の指標も含め、早期健全化団体となるような基準には達していないものと見込んでおります。しかし、今後、（仮称）環境センター建設、小中学校改築など大型事業が計画されており、27年度以降、実質公債費比率、将来負担比率は上昇する見込みであります。

また、連結実質赤字比率や資金不足比率が発生していない要因は、病院事業会計に対する一般会計からの繰り出しによるもので、今後も現在の水準を維持していくことは困難となる状況でもありますことから、病院の経営改善は本市の重要な課題であると考えております。

そこで、病院経営戦略会議の審議の内容でございますけれども、全般の見直しを行っているという状況ではございますが、特に本年度につきましては昨年8月23日、24日、これは総務省が委嘱しているアドバイザーの派遣を受けまして、病院全体の経営にかかわって診断を受けたところであります。その中で、診療報酬の請求、これは特に外来診療の単価については、類似の病院と比べて低いのではないかとというような御指摘も受けたところでありますし、また、名寄市立総合病院との連携による経費の削減といったようなこと等を含めて何点か課題が指摘されたところであります。そのようなことを中心に、現在、経営戦略室で毎週火曜日を定例日としてそれぞれの案件の審議を行っており、重要な案件につきましては経営戦略会議の中で決定を見るということと詰めているところであります。

現在、診療単価の見直し等については、今年度補正予算をいただきまして、経営コンサルタントにその診療報酬の請求についての内容の適正化について検証をいただくなど、全体の見直しをいただいているところでありますが、こういったことの効果が少しでも早くあらわれるように、なお一層、経営戦略会議室の中で努力をしていきたいというふうに考えております。

また、24年度の予算においては、性質別に分析しますと、賃金委託料など物件費のほか病院への改革プラン見直しによる補助費等に加え、公債費が過疎債のソフト分の償還の関係から増加しており、財政の硬直化を示す経常収支比率については若干上昇するものと考えております。

今後は、少子高齢社会の更なる進展による扶助費などの義務的経費の増加が見込まれるほか、地方交付税の状況を考慮したとき、これらの財政指数を一気に改善することは難しい状況にありますが、効率的な財政運営はもとより、行財政改革に取り組むことにより財政指数の改善を図り、健全財政の維持に努めてまいりたいと存じます。

次に、市民負担軽減についてであります。

斉藤議員お話のように、復興増税法案により所得税及び住民税の増額が予定されていることに加え、先月閣議決定された社会保障・税一体改革案では、社会保障改革と財政健全化の達成のため消費税率引き上げや年金、医療などの給付減・負担増が検討されており、このことは市民生活にも大きく影響するものと考えているところであります。

そこで、こうした状況の中で、本市の24年度予算においてどのような市民負担の軽減策を検討したのかということでございますけれども、まず一般会計においては、乳幼児等医療費給付事業、遠距離通学費助成事業などによる子育て家庭への経済的支援を初め、心身障害者ハイヤー料金助成事業、介護保険利用料軽減対策事業、高齢者等入浴料助成事業などといった高齢者や障害者への負担軽減策については、厳しい財政状況の中ではございますけれども、水準を落とすことなく継続して実施する考えであります。

また、国保会計においては、現行の後期高齢者医療制度では全国の74歳以下の医療保険加入者が後期高齢者支援金として拠出してありますが、この加入者1人当たりの支援金額が高齢者に係る医療費の増などから年々増加しており、24年度予算として国から示されました金額は4万9,497円、対前年度2,529円の増、支援金総額では約3億4,600万円、対前年度4,400万円の増

と著しく増加をしている状況であります。本来、この増加分に係る財源の半分は、後期高齢者支援金分として国保税に求めることが原則でありますけれども、1人当たり約3,300円の負担増が見込まれますが、現在の市民が置かれている状況を勘案し、国保支払い準備基金約2,200万円の取り崩しにより市民負担の軽減を図ろうとするものであります。

また、18年度以降毎年引き上げを行っていた地方税法等の改正に伴う法定限度額の引き上げにつきましては、24年度については行わない見通しのため、本市の課税限度額につきましても現行どおりで試算をしております。ただ、国の方針では25年度中に後期高齢者医療制度を含めた国保制度の見直しが検討されており、この内容が明らかになった時点で国民健康保険の適正な市民負担を検討しなければならないと考えております。

以上申し上げてまいりましたが、今後におきましても、これまで以上に効率的な行政運営が可能となるよう、常にそういった観点を持ちつつ健全な行財政運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 1点だけ再質問をしておきたいと思えます。

自治会の防犯外灯に対する助成でございますけれども、LEDで自治会に防犯灯への助成というんだけれども、これの市全体での総額、それから自治会への助成、それに伴って自治会としての負担、これらについてはどんなふうになるのか、この際この点だけお聞かせください。

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 自治会の防犯灯のLEDへの助成ですけれども、24年度につきましてはモデルということで50個分を想定しています。そして、今普通に想定されている明るさでいうと100ワットタイプのもので、大体今事業費が5万円ぐらいかかるそうです。それで補助対象事業費を5万円として、その3分の2について助成をしたいというふうに考えています。3万3,000円が市の持ち出しで、そして残りの1万7,000円を自治会のほうから設置費としていただくということになります。

電気料の分につきましては、これまで基本的に自治会さんと市のほうで負担を半分半分にしているわけですが、昨年12月に北電のほうで、これまで防犯外灯というのは電気を使った量でなくて1基幾らという定め方をされてきました。それで、小さなワット数、白熱灯は10ワットとか20ワットなんですけれども、40ワット以下は幾らというような定め方をされてきましたので、1基1,000円とかという電気料が定められていましたので、その半分以上を市が持っていたわけですが、今後、より細かな電気料の設定が北電のほうでなされましたので、仮に今までと同じ20ワットのLEDに取りかえたとしても、LEDでいくと今までの100ワット相当の明るさがあると。同じ電気料だとしても明るくなるという利点があるのと、あと、今までの水銀灯100ワットのを今度取りかえると電気料についてはかなり大幅に削減できるのかなということで試算をしております。

ただ、市全体の防犯灯への電気料の助成の部分からは大きな削減にならないと思いますけれども、とりあえず50基、予算総額で160万円ほどになると思うんですけども、それを見てモデル的に進めて、各自治会のほうに考え方を普及させていきたいという考え方で取り組もうとしております。

以上です。

議長（山居忠彰君） ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 次の質問は、指定管理者の指定、公共施設の維持管理業務の委託についてであります。

この指定管理者制度や委託業務の職種でありますとか人数など、その全体についてまずお知らせをいただきたいと思います。そして、これらの人たちの雇用形態がどうなっているかでございます。その会社に正職員として働いている人たちあるいは臨時職員、パートとして働いている方など、これらの実態についても明らかにしていただきたいと思います。

民間委託や指定管理者の指定を安いほどよいという姿勢では、働く人たちの人件費の削減につながり、非常に厳しい生活を余儀なくされるのでございます。そして、今こういう指定管理でありますとか委託業務を発注する側が安く求めることによって、いわば働く人たちの人件費の削減、官製ワーキングプアが生まれる、そういう状態が全国的にも生まれるようになっているのであります。市の雇用形態にしっかりと目を配り、働きやすい職場と、そして生活できる賃金の水準、これらを確保するのは市政の大きな責務だと思いますけれども、この点についての考え方をぜひお聞かせいただきたいと思うのでございます。

特に労働賃金の積算については、市が業者と委託契約をするときや指定管理者制度を適用して契約を結ぶとき、これは市が独自で賃金の積算を行って、この程度は働いている人たちに賃金を出すんだという立場から積算をなされて業者に提示をされているのか、これは業者任せではなく、市が働く人の賃金も払うわけでありますから市が賃金をきちっと示して、そして業者にそれを約束させていく、そういうことが必要ではないか。それでなければ、委託を受けても委託業者が市の賃金水準よりも上回って支払うこと、それはもう業者の赤字であり、到底できる相談ではないと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。

以前、公契約条例の制定について提案をしてまいりましたけれども、札幌市でも今この公契約条例の制定を実施の方向で準備しておりますし、全国的にもこの公契約条例の制定が増えて

きているところでもございます。この際、市も公契約条例を制定されて、働く人たちの賃金水準、こういうものをきちっと守っていく、その責務を果たしていく、そのために制定するお考えはないのか、この点をお聞かせいただきたいと思うのでございます。

この公契約条例ができると指定管理者も当然この対象になると思いますけれども、いかがでしょうか。どう考えているのかお聞かせいただきたいと思うのでございます。

労働条件の実態について、今、市では1時間大体730円ぐらい、これを前後して支払いが行われていると思いますけれども、これでは1日8時間労働でも5,840円、そうすると20日働いても11万6,800円にしかありません。これでは家計を維持して生活していける、そういう賃金では非常に厳しい生活を強いられる、こういう実態が浮かび上がってくるのでございます。そしてまた働いている人たちの社会保険あるいは厚生年金、あるいは退職金、有休休暇、こういう働く人たちのいわば権利やそして条件にかかわること、これらも委託や指定管理者にはきちっと提示をしているのか、この点もお知らせいただきたいと思うのであります。

私は、先ほども申し上げましたけれども、雇用や労働条件の改善で本当に市の仕事をしている人たちが、委託している指定業者といっても仕事は市の仕事でもございます。市の仕事をしている人たちが食べていけない、そういう生活の厳しさ、そういう事態を招かないためにも、安ければいいという委託や指定管理ではなく、働いている人々の生活保障もしっかりと行っていける、目の行き届いたそういう市政をつくり上げていくべきではないか、こう思いますけれども、この件について前進ある、前向きな答弁を求めたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えいたします。

本市が指定管理者制度により運営を行っている施設は現在13施設、受託事業者等は9団体であり、清掃業務等に係る維持管理業務を受託し従業員を通年雇用している事業者は5事業者となっております。このうち、公共施設の維持管理、運営業務等を受託している市内事業者に対しては毎年雇用されている方の賃金、労働条件などの労働実態調査を行っているところでありますが、更にその他の事業者に対しても聞き取りでの調査を実施した結果、指定管理による施設につきましては110名の方が雇用されており、このうち正職員が28名、臨時職員が24名、パート・嘱託等が58名となっており、正職員として雇用されている方の比率は25%になります。また、維持管理業務を受託している事業者において雇用されている方は70名で、このうち正職員が37名、パート等が33名であり、正職員の比率は53%となっています。

そこで、業務委託等の実施に係る人件費の積算に当たっては、市の臨時職員の賃金水準や地域別最低賃金等に加え、指定管理については個々の施設ごとの人件費等を勘案して決定しており、本年度の実績で申し上げますと、清掃等の委託業務の時給換算で730円と積算しているところではありますが、労働実態調査等による支給状況を見ますと710円から896円と、職種や経験年数に応じたばらつきは見られるものの、おおむね市の単価に準じて支払われている実態にあります。

またあわせて、社会保険、厚生年金、雇用保険等の加入、福利厚生状況、更に有休休暇の制度等についても調査をしておりますが、社会保険等につきましては一部短時間のパート職等を除きおおむね加入している状況にあり、健康診断、慶弔金の支給のほか、退職金制度が整っている事業所が多い現状にあります。

そこで、これら公共施設の設置者である自治体の責務についてであります。

まず、指定管理者に対しては基本協定、業務仕様書等の中で必要な人員配置や研修の実施などを求めているところであり、維持管理業務を受託している事業者に対しても、労働実態調査などを通じて適切な労働環境の整備について求めてきているところでもあります。

今後においては、雇用されている方々へ適正に賃金が支払われているか行政としてのチェック機能を高めるとともに、受託事業者等に対しては、社会保険や年金を初め労働環境の充実を求めていく考えであります。

また、これまで斉藤議員から継続して御提言をいただいております公契約条例についてであります。これまで千葉県野田市を初め川崎市、相模原市、東京都多摩市で制定されており、現在、札幌市でも条例案が議会に提出されています。

公契約条例は、自治体が発注する公共工事や業務委託などの賃金等の下限を規制するものですが、制定の背景には、特に都市部では公共工事減少により競争の激化で入札・落札率が下落し、公共事業の低賃金化が問題となっていることが挙げられています。下請等の構造を持つ建設業界においてどこまで下限賃金が確保できるか、経営に及ぼす影響、工事の質の低下、あるいは工事請負、業務委託、指定管理、どこまでこの公契約条例の該当とするか等々、課題を有する面もありますが、札幌市の条例案についてのパブリックコメントにおいては、条件づきを含めて賛成意見が多いとのことであり、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

御指摘のありましたように、現在の労働者の雇用状況は非常に厳しい環境にありますので、関係事業者等に対しては、労働者の雇用に関する法令を遵守することはもとより、適正な賃金の支払いあるいは地元雇用、労働環境の整備、退職金制度の創設など、毎年3月に文書をもって業者のほうにもお示しをしているところでもあります。

今後とも、このことについてはワーキングプアを発生させないという基本的な考えのもとで強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 受託する業者に対しては、社会保険や年金を初めとして労働環境の改善について強く要請していくという答弁がございましたけれども、私は、受託業者に強く要請するというよりも、市が仕事を受託して業者はそれを受けて人を使ってやっているわけです。これは市の仕事をやっているということと同じだとさきの質問でも申し上げましたけれども、受託業者はそれだけしか受けていないのによ、それを上回って社会保険だとかあるいは退

職金だとか、そういうものが積算されていないのに上回って支払うということはできないでしょう。だって、そんなにもうけもあるわけでないでしょう。だから、そのところは発注する市がそこにやっぱり意を配してやっていかないと、土別市全体のそういう働いている人たちの労働条件や賃金の底上げも図っていけないと思うのですよ。市がこれだけなんですからと請け負わせているわけだから、それ以上払うといたって業者負担になるし、業者はそんなことできない。

だから、私は、さきに申し上げましたけれども、全体としてそういう働く環境、労働条件の改善に市が意を払って底上げを図っていく、そういうことを真剣にやっぱり考えるべきではないか。だって、12万や13万で食べていけないですよ。やっぱりそういうことを本当に市の中でも、こういう委託業者を決めたりしていく場合にも、安かろうがいいというのではなくて、そういうことに真剣に意を配して予算編成に挑んでこられたのかどうか。この点はもう一度、改善を含めて、これは総務部長というよりも、決断を迫っているわけだから、やはり長いこと議員でもあり、そういうことも取り上げて頑張ってきた牧野市長にこの際、今後の改善策についても承っておきたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 斉藤 昇議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま総務部長から答弁申し上げたところでありますが、指定管理者による施設につきましてはおおむね職員として雇用されている方が25%と、維持管理業務等々の委託については53%と、こういった状況であります。

私どもは、やはり市の施設なり指定管理なりあるいは公共施設の委託をするわけですから、当然安ければいいという考えで発注しているわけではございません。そういったことで、社会保険あるいは厚生年金、雇用保険、退職金、有休休暇、そういうものも一定程度しっかりと積算しながら発注をさせていただいているところであります。

そう考えますと、他の都市部と違いまして土別の場合は一定程度の高い落札率になっているという現状をかんがみますと、当然斉藤 昇議員からかねてより御提言、御質疑、御指摘があるとおり、市の積算どおりしっかりとそういったことが支払われているのかと、これは注視をして、私どもも今再度チェックをかけているところであります。

そこで、公契約につきまして、私はその公契約についても賛同できる考えを持っているわけでありまして、そういった意味では、ただいま札幌市でいろいろな状況で一度否決になっているわけでありまして、それを再度検討されるという状況でありますから、私どももその状況もしっかり注視をし、一方では都市部と地方が若干落札率等々を含めて雇用実態も違うという状況もあるわけであって、そういった意味では公契約のこういったものについてもしっかりと制定できるような、そのような方向でも検討してまいりたいと思いますし、今日までいろいろ御指摘いただいている内容についても、私どもしっかりと受けとめて対応していきたいと思っております。

それともう一点、人件費とは別にやはり相当多くの指定管理あるいは公共施設の委託等々が今実施されている状況でございますので、先般その委託契約の繰り越しも含めて議決をいただいたところでありますが、ただその仕様方法が本当に正しいのかどうなのか、人件費の積算は別として、働いていただいている中身の仕様がどうなのかということも再度チェックをしながら、働いている皆さん方におかれてはこの人件費で生活できるような、そんな形のものを整えていくように努力をしてみたい、こう考える次第であります。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 平成24年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして質問いたします。

さきに通告いたしました3つ目の質問でございますけれども、必修化される武道についてさきに渡辺議員が同趣旨の質問をされましたので、取り下げさせていただきます。

まず、少子社会・人口減少対策について、人口減少が地域に及ぼす影響と課題についてお伺いいたします。

さきの報道によれば、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、1月30日、将来人口推計を公表いたしました。日本の人口増加の趨勢は終わり、人口減少の過程に突入して、2010年に1億2,800万だった総人口は2048年には1億人を割り、2060年ごろには8,600万人に減少すると予測いたしました。また、2060年の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は40%に達すると予測いたしました。全国の予測では、2005年と比較して30年間で約8%の市町村で人口が増え、そのうちの約1%では2割以上人口が増える一方、2割以上人口が減少する市町村は60%を超え、そのうちの約17%の自治体で4割以上の人口が減り、そのうち4%の自治体で半分になると予測されております。

今、多くの地域で限界集落の問題が取り上げられており、住民の半数以上が高齢者で存続が難しい限界集落は全国で8,000カ所、そのうち10年以内に消滅する可能性のある集落は400を超え、いずれも消滅する可能性のある集落はその5倍に達するとされております。また更に、中枢中核都市から1時間圏外にある市町村にも限界自治体が起こり得るとされております。人口減少は集落単位での丁寧な分析と対策が必要になると考えます。

本市においても、人口の減少は、合併時の2万3,653人から見て昨年12月末の人口は2万1,743人となっており、1,900人余が減少しております。年間平均300人以上が減少していることとなります。今後、2万人を維持することも難しい状況であります。更に、高齢化率も34%を超えている現状であります。特に、本市が今後人口減少に直面している状況の中で、本市地域が負のスパイラルに巻き込まれ陥っていくのではないかとこの心配をするわけであります。

人口の減少は地域の経済活動を縮小させますし、地方自治体は政府からの補助金や交付金などが期待できません。公共事業も減少して、税収の落ち込み、財政規模が縮減、財政健全化も

ままならない状況に陥ります。それに伴い住民の負担増の懸念、更には行政負担がなければ十分な行政サービスは提供されなくなります。はたまた路線バスの運行や病院の維持、学校の運営などの縮小や廃止などの社会資本の喪失の進行、また地域コミュニティ機能の低下、生活道路の管理、消防団の活動などの相互扶助機能の維持が難しくなるなど一定の住民生活の水準が維持できなくなり、衰退を招くことにより過疎化に拍車がかかり人口が流出する。更には、人口減少により地域社会としての基盤的な機能の維持ができなくなり、現有資源の合理的な活用が困難になることから地域の生産機能も低下させることとなります。

私は、この人口減少は本市だけの問題ではありませんが、早期に減少要因や課題を分析して、人口減少に対応するための将来ビジョンを考えておかなければならないと考えます。これは著しく自治体機能を低下させる大きな要因になると思います。

このようなことから、まず本市の人口減少に対する現状認識について、更には人口減少についての今後の対策について、また今後、人口減少の進行に伴う中での住民福祉及び一定の住民生活水準をいかに維持していくかについて考えをお伺いいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

我が国は、出生率の低下に伴う年少人口の減少と長寿化による老年人口の増加により少子高齢社会へと急速に変化し、人口減少の時代とも言われており、このことは本市に限らず多くの市町村が抱える共通かつ深刻な悩みでもあります。

本市の人口動態を見ますと、旧土別市は国勢調査人口において昭和30年の3万9,191人、旧朝日町については昭和35年の6,754人をピークにその後は年々減少に転じ、特に昭和45年ころから後継者不足や高齢化による離農、都市部への労働力の流出等により過疎化が顕著となり、国勢調査によれば、合併時の平成17年では総人口2万3,411人であったものが平成22年では2万1,787人と、前回と比べ1,624人、率にして約7%の減少となっており、いまだ減少傾向に歯どめがかかっていない現状にあります。

また、65歳以上の高齢人口の割合も平成17年では28.9%であったものが32.7%に上昇し、一方では14歳未満の年少人口割合は平成17年では11.5%であったものが10.8%に減少するなど、少子高齢化が顕著に進んでいる状況にあります。

このような総人口の減少や少子高齢化の急速な進展等により、次世代の経済、産業の担い手が減少するなど地域活力の衰退や、特に高齢化の急激な進展は、保健、医療、福祉などの行政需要の増大につながることに伴う財政基盤の脆弱化、更には地方交付税や市税に及ぼす影響や社会資本整備のおくれなどさまざまな分野に深く関係することは、谷口議員のお話にもあったとおりであります。

また、少子化による人口減少は経済活力の低下やコミュニティ維持への障害となるほか、住民意識も含めた地域力の低下を招くなど、極めて深刻な課題であることは申し上げるまでもありません。

このような状況下において、市民が安全・安心に生活することができる環境を創造すること、特に若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりや子育てに対する社会的支援を充実させること、更に高齢者や女性の社会参加や高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることのできる環境づくりが求められているところであり、今後、人口減少や高齢化を踏まえた地域の枠組みや社会のシステムに切りかえていくことが必要であります。

過疎化への対策として、本市においては総合計画や過疎地域自立促進市町村計画等を策定し、元気で活力あふれるまちの実現に向けて都市機能の整備や快適な生活環境づくりを進めるとともに、農業や商工業を初め、保健、福祉、教育などあらゆる分野においてさまざまな事業を推進することで定住人口の維持拡大に努めているところであります。

とりわけ活力ある地域を創造するためには、交流人口の拡大を図ることが必要であるとの考えから、本市のまちづくりの5つの柱であるサフォークランド、合宿の里、自動車等試験研究のまち、生涯学習のまち、水とみどりの里を旗印に、観光、グリーンツーリズム、体験移住に取り組むなど、地域の資源を有効に活用しながら一層の交流人口の拡大に努め、住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくりに邁進する考えであります。

一方、私のマニフェストの柱でもある子育て・子育て支援については、こども・子育て応援室を設置し乳幼児等医療費給付事業を初め数多くの施策を進めてきたところであり、4月にはあすなる保育園とあけぼの保育園を統合したあいの実保育園を開設するほか、来年度には新児童センターの建設を計画しており、子育て・子育て支援の基盤となる施設の充実を図る中で、未来の担い手である、地域の宝でもある子供たちが心身ともに健康ですくすく成長できる環境づくりを形成してまいりたいと考えております。

更には、次世代を担う子供たちの権利を遵守し、健やかに成長を推進する上での基本となる子どもの権利条例の制定を初め、この条例に基づく具体的な施策の推進に努めてまいります。

市政執行方針でも申し上げたところでありますが、今日の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、そして住民ニーズの高度化・多様化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体のあり方にもこれまで以上に変革が求められています。

私は、本市の最上位計画である土別市総合計画の5つの基本目標を礎に、社会の動向や財政状況、政策の進捗度を踏まえながら、基幹産業である農林業や商工業などの経済の活性化を図るとともに、次世代を担う子供たちの健やかな成長と地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にしてまいりたいと考えております。

こうした中で、4月にはまちづくり基本条例、市民参加条例を施行いたします。まちづくりの主役は市民であります。さまざまな問題や課題の解決に向けては、市民と行政の協働作業が求められており、今後においても各種事業の推進に当たってはこうした視点を大切にしながら、自立した個性豊かな土別市を構築するよう、元気なまち、市民が笑顔で暮らせるまちの創造に向けた地域づくりに当たってまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、ごみの減量化及び資源利用の考え方についてお伺いをいたします。

ごみの減量化やリサイクルなど、ごみ処理については従前からいろいろな対策がとられ、ごみ処理については市民の理解を得て分別収集などが進められておりますが、ごみの問題は人間が生活していく上にはなかなか解決できない課題であるとも言われております。現在、議会に環境施設検討特別委員会が設置されて、市民生活の環境や衛生の向上にかかる環境施設の設置などについて検討、審議が行われております。

従来より各市町村においては、二重分別に代表されるようなごみの減量化やリサイクル事業に努力してきたわけでありましたが、いずれにしても発生抑制についての重要性が循環基本法で定められました。ごみの問題は発生抑制をいかに進めるかということであると思ひますし、商品販売などにおける過剰包装や不要な容器などをつくる側、また買う側双方の問題や、ごみを少なくするという市民意識の向上なども必要と考えます。

また、ごみ処理についてのコストの問題であります。自治体においては、いかに低コストで収集やリサイクルを行うかに努力が払われたとしても、選別施設整備、毎年の収集委託料など、財政が逼迫している中で容易なことではなくなってくると考えます。

今後のごみ処理、特に減量化対策として発生抑制についての考え方についてお伺いをいたします。更に、堆肥化施設や一般ごみなどの処理施設に係る資源循環型利用・再利用についての市の今後の考え方をお伺いいたします。

また、近年、ごみの不法投棄なども相変わらず減らない状況にあるように思ひます。墓地周辺や山林などにごみが捨てられている状況がありますが、民有地については行政がかかわらないとも聞いておりますが、墓地などの周辺地域や公有地付近などの監視体制が必要と思ひます。対策などについてお伺いをいたします。

ごみの持ち帰りという観点から、公園や墓地などの公共施設にはごみ箱が設置されていない状況もあり、道路などにポイ捨てされているということが、夏は草の中でわかりませんが冬の季節には見受けられます。ポイ捨てをなくするために、期間などを限定的に、また自治会などに管理を依頼して、公共施設など、特に墓地、公園などに必要に応じてごみ箱を設置することも必要と思ひますが、考えをお伺いいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） ごみの減量化及び資源利用についての御質問にお答えいたします。

最初に、ごみ減量化対策についてであります。平成12年に大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目的に定められた循環型社会形成推進基本法の施行以来、本市におきましては、市民の御理解と御協力をいただく中で、現在、土別地区では19分別によるごみの排出がなされている状況にあります。更に、ごみそのものを極力発生させないために、ごみ減量化推

進協議会、消費者協会などとの連携のもと、マイバッグ・ノーレジ袋運動の推進、リユース食器の利用拡大などに取り組むとともに、市内各地でのごみ減量化懇談会における啓発に努めてきたところであります。

こうした取り組みにより、現在、市内大型店では9割の方がマイバッグを持参し、リユース食器につきましても年間65団体が利用されるなど、市民の方にごみ減量化の意識が広く浸透してきているものと考えております。

今後におきましても、これまでの取り組みを進めるほか、環境負荷の低減と資源の有効利用の観点からごみの発生段階における抑制・減量化を最優先に考え、本市が進めている5R運動の中でも特にリデュース（減らす）とリフューズ（使わない）といったことを重点課題として、今後、市民意識の更なる向上あるいは排出事業者の方にも意識の向上、そういったものの啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、資源の循環的利用・再利用につきましては、現在、低炭素むらづくり事業において生ごみ資源化施設の建設が進められており、平成25年度中に全市的な生ごみ分別による資源化を行う計画であり、稼働後は年間約2,500トンの生ごみが資源として循環利用され、また他の一般ごみにつきましても、現在計画を進めている（仮称）環境センターの中間処理施設であるマテリアルリサイクル施設（再生利用施設）におきまして、埋め立て前処理として破碎、選別処理を行い、金属類については選別、回収し再資源化を図り、より一層リサイクルを促進してまいりたいと考えております。

次に、不法投棄防止対策についてであります。

これまで看板の設置や広報紙、ホームページ、防災無線による啓発を実施し、発生事案については、地元警察署と連携し摘発及び指導を行ってきたところでありますが、不法投棄の多くが人目のつかない山奥や夜間に行われており原因者の特定が難しい状況にありますので、今後は、抑止効果が高いとされる監視カメラの設置、パトロールの強化、看板の設置などごみを捨てづらい環境づくりに努めるとともに、速やかな情報提供を市民の方にお願いするなど、きれいなまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

次に、公園や墓地へのごみ箱の設置についてであります。本市では、ごみは家庭に持ち帰り収集日に排出していただくことを原則としており、ごみ箱の設置はしていませんが、多くの方が集まる各種イベント時につきましては、ごみ回収コンテナの貸し出しを行い、会場周辺でのポイ捨ての防止に努めているところであります。また、朝日地区の墓地につきましても、地域からの要望により、8月の墓参時期に限りごみ回収コンテナを設置している状況にあります。

公共の場、特に屋外におけるごみ箱の設置につきましては、利便性が高い一方、家庭ごみを捨てるなどマナー違反やカラスによる散乱も懸念されますので、全国的に撤去が広がり、地域によってはコンビニエンスストアにおいても撤去している状況がありますことから、今後につきましてもこれまで同様、市民の方には、ごみは家庭に持ち帰り収集日に排出していただくこ

とをお願いしてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 再質問をさせていただきます。

ごみ処理コストあるいは発生抑制のため、少しでもごみを減らしていくという方向からすれば、有料化ということもこれから考えていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、今、朝日地区は生ごみが有料化されておりますが、あとは有料化されていない現状でありますけれども、有料化についてのこれからの考え方、方向性についてお伺いいたします。

それともう一つ、監視カメラの設置ということをおっしゃっていただきましたけれども、どこにどのような形で監視カメラが設置されるのかお伺いいたします。

議長（山居忠彰君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） まず、ごみの有料化の考えですけれども、今、谷口議員が言われたように、ごみを有料化することによって財政面というよりも今抑制効果がすごく大きいということで、国のほうでもそういった方針を進めるようなことになっています。

現在、道内で家庭ごみが無料なのは土別市、あと岩見沢市、富良野市、北斗市というような状況なわけですけれども、土別市としても当然検討していかなければならない課題と考えております。

ただ、現在、生ごみにつきましては、川西のほうで低炭素の生ごみの堆肥化施設で検討されておまして、その収集方法、処理方法がまだ決まっておりません。このランニングコストがどうなるかといったようなことを検討した上での判断が必要になるのかなと考えております。特に収集袋につきましては、例えば生分解性の袋を使うとなると新たに袋をつくりますので、その分というのは市民の方への負担が大きくなると、市販のポリ袋でできればその分経費は余りかからないのかなというふうに考えています。道内におきましても10リットル袋で15円から103円とその辺で大きな差が出ていますので、その辺につきましては、今後の方向が出た段階でランニングコスト等も含めて試算をしなければならぬと考えています。

また、生ごみ以外の一般ごみにつきましても、新たな環境センターのほうの水処理でどれくらいお金がかかるのか、この収集経費がどれくらいかかるのかといったことも明らかになった段階で、有料化するとかしないとかいうのはまた別としても、ごみの抑制等、そういった観点からは検討していかなければならないというふうに考えております。また、その際には議会のほうにも御相談をした上で決定をしていきたいというふうに考えております。

それと、監視カメラですけれども、これは以前にも斉藤議員から御質問がありまして監視カメラの設置ということで、今1台あるんですけれども、ここで場所を言うのはあれなのかというのがあるんですけれども、実際に山奥のほうで今までなかったところに大量の、恐らくそれは個人の方がポイ捨てというよりも事業の方が捨てられたところがありますし、あと、継続的

に車で通勤の途中でコンビニの弁当を捨てられたというような方が実際にありました。ですから、そういうところにつければ特定できるのかなと、また抑止効果が高いのかなというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） どうもありがとうございました。以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時16分散会）